平成 26 年３月４日

各　　位

会 社 名　ＤＭＧ森精機株式会社
代表者名　代表取締役社長　　森　雅彦
（コード番号：６１４１　東証第一部）
問合せ先　代表取締役副社長経理財務本部長　近藤　達生
（TEL　０５２－５８７－１８１１）

海外募集による新株式発行及び自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、平成 26 年３月４日付当社取締役会において、海外募集による新株式発行及び自己株式の処分（以下「本海外募集」といいます。）に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は、上記に加え、業務・資本提携関係にあるドイツの DMG MORI SEIKI AKTIENGESELLSCHAFT（以下「DMG MORI SEIKI AG」といいます。）に対して、DMG MORI SEIKI AG の議決権比率を維持することを目的として、本海外募集の中で 2,134,224 株を配分するよう、引受人（以下に定義されます。）に対して要請し、引受人は配分を行う予定です。

記

1. 本資金調達の背景と目的

当社グループは、工作機械の製造・販売を手がけ、工作機械産業におけるグローバルワンを目指し、顧客満足度の充実と業績の向上を図ってまいりました。また、グローバルな工作機械市場でのさらなる成長を目指し、当社は平成 21 年３月より、ヨーロッパ最大の工作機械メーカーであるドイツの DMG MORI SEIKI AG と業務・資本提携関係を構築し、販売・サービス拠点の統合、部品の供給、共同開発、お客様向けのファイナンス事業等の各分野での連携を強化してまいりました。また、平成 25 年９月に、当社は DMG MORI SEIKI AG の新株発行に伴い追加的に株式を取得することで持株比率を 24.3%（議決権比率 24.9%）に高め、一方で DMG MORI SEIKI AG は当社の株式を市場で取得することで持株比率を 9.0%（議決権比率 9.6%）に高め、資本提携関係を強化いたしました。こうした提携関係の深化に伴い、平成 25 年 10 月１日、両社は社名を現社名に変更し、ブランド名を「DMG MORI」に統一いたしました。両社は今後も、「One brand for the world」の理念のもと、よりイノベーティブな製品をご提供するため、協業関係をさらに強化してまいります。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び自己株式処分に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

当社の工作機械受注は、今年度第１四半期（平成 25 年４-６月期）から前年比プラスに転じ、順調に回復しております。需要が好調であった米国に加え、日本や欧州においても需要の回復が見え始めたことから、こうした DMG MORI SEIKI AG との協業関係を活かしグローバルな市場で攻めの姿勢に転じることを目的とし、当社は今般、資本増強を決定いたしました。具体的には、北米・天津工場の生産能力拡大や生産機種拡張に伴う設備拡充により海外生産比率を高め為替レート変動に対応し得るグローバルな生産体制を強化します。また、国内においては主力の伊賀事業所を始め各生産拠点において新鋭設備を導入し生産性向上を目指します。販売力強化については、ショールーム及び研修機能を備えた東京ヘッドオフィスの建設に資金を活用するほか、今後成長の期待できるインドネシアを始めアジア他地域でショールーム整備、展示機の拡充を図ります。また、DMG MORI SEIKI AG と共同販売・共同開発・共同生産などにおいて協業深化を進めるにあたり情報システムの統合を行う予定です。さらに、一部資金は、財務体質強化のために充当いたします。

資本増強の手段に関しては、日本国内での届出に伴いマーケティング期間が長期化し株価が大きく変動することを回避するため、マーケティング期間が最短となる本海外募集を選択いたしました。また、DMG MORI SEIKI AG が現在保有している議決比率 9.6%を維持することを目的として本海外募集の中で当社株式を取得することで、本海外募集の後に追加的に市場で売買される株式数を最小化いたしました。なお、本海外募集を通じて、当社は過去に取得した自己株式について、ストック・オプション行使に対応する部分を除き、処分いたします。

2. 海外募集による新株式発行及び自己株式の処分（一般募集）

(1) 募集株式の種類及び数	当社普通株式　22,134,224 株 （注）新株式発行に係る募集株式数 14,468,371 株及び自己株式の処分に係る募集株式数 7,665,853 株との合計 22,134,224 株（内、DMG MORI SEIKI AG への配分 2,134,224 株、それ以外の投資家への配分 20,000,000 株）
(2) 払込金額の決定方法	日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、平成 26 年３月４日（火）から平成 26 年３月６日（木）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」といいます。）に決定します。
(3) 増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。なお、自己株式の処分に係る払込金額は資本組入れされません。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び自己株式処分に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

(4) 募　集　方　法　欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国及びカナダを除きます。）における募集とし、Deutsche Bank AG, London Branch を主幹事会社兼単独ブックランナーとする引受団（以下「引受人」といいます。）に全株式を総額個別買取引受けさせます。

なお、募集価格（発行価格及び処分価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。）を仮条件として、需要状況等を勘案したうえで、発行価格等決定日に決定します。

(5) 引 受 人 の 対 価　当社は、引受人に対して引受手数料は支払わず、これに代わるものとして募集価格（発行価格及び処分価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とします。

(6) 払　込　期　日　平成 26 年３月 19 日（水）

(7) 申 込 株 数 単 位　１株

(8) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、並びに発行価格及び処分価格（募集価格）その他本海外募集による新株式発行及び自己株式処分に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任します。

3. 親引け先への販売の要請について

(1) 親引け先の状況等

a. 親引け先の概要

① 商号	DMG MORI SEIKI AKTIENGESELLSCHAFT
② 所在地	Gildemeister street, 60 D-33689 Bielefeld, Germany
③ 代表者	Rüdiger Kapitza
④ 主な事業内容	工作機械の製造、販売
⑤ 資本金	151.7 百万ユーロ
⑥ 設立年月日	1870 年 10 月 1 日
⑦ 発行済株式総数	7,891 万株
⑧ 事業年度の末尾	12 月
⑨ 大株主及び議決権比率	DMG 森精機株式会社　24.9%

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び自己株式処分に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

⑩ 当事者間の関係		
	資本関係	資本提携を結んでおり、当該会社は当社の株式9.0%（議決権比率9.6%）を保有しております。
	人的関係	当社代表取締役が監査役に就任しております。
	取引関係	業務提携を結んでおります。
	関連当事者への該当状況	当社は当該会社の大株主であり、当該会社は関連当事者に該当します。

⑪ 最近３年間の経営成績および財政状態（連結）

年度	平成22年12月期	平成23年12月期	平成24年12月期
売上高	1,376百万ユーロ	1,687百万ユーロ	2,037百万ユーロ
営業利益	45百万ユーロ	112百万ユーロ	132百万ユーロ
税金等調整前当期純利益	6.5百万ユーロ	66.9百万ユーロ	120.1百万ユーロ
当期純利益	4.3百万ユーロ	45.5百万ユーロ	82.4百万ユーロ
1株当たり当期純利益	0.09ユーロ	0.85ユーロ	1.32ユーロ
1株当たり配当金	―	0.25ユーロ	0.35ユーロ
純資産	412百万ユーロ	655百万ユーロ	787百万ユーロ
総資産	1,357百万ユーロ	1,371百万ユーロ	1,615百万ユーロ
1株当たり純資産	9.0ユーロ	10.8ユーロ	13.0ユーロ

（注）発行済株式数は平成25年９月30日現在におけるものです。

b. 親引け先の選定理由

当社は平成21年３月より、DMG MORI SEIKI AGと業務・資本提携関係を構築し、販売・サービス拠点の統合、部品の供給、共同開発、お客様向けのファイナンス事業等の各分野での連携を強化してまいりました。また、平成25年９月に、当社はDMG MORI SEIKI AGの新株発行に伴い追加的に株式を取得することで持株比率を24.3%（議決権比率24.9%）に高め、一方でDMG MORI SEIKI AGは当社の株式を市場で取得することで持株比率を9.0%（議決権比率9.6%）に高め、資本提携関係を強化いたしました。さらに、提携関係の深化に伴い、平成25年10月１日、両社は社名を現社名に変更し、ブランド名を「DMG MORI」に統一いたしました。こうした業務・資本提携関係を維持するため、当社はDMG MORI SEIKI AGを親引け先として選定いたしました。

c. 親引けをしようとする株券等の数

当社普通株式2,134,224株

d. 株券等の保有方針

DMG MORI SEIKI AGからは、親引けをする株式の保有方針について、中・長期に保有する意向であることを確認しております。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び自己株式処分に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

e. 払込みに要する資金等の状況

DMG MORI SEIKI AG が発表している直近の監査済アニュアル・レポート（平成 25 年３月 14 日発表「Annual Report 2012」）及び四半期報告書（平成 25 年 10 月 29 日発表「Interim Report 3rd Quarter 2013」）に記載の売上高、総資産額、現預金等の状況を確認した結果、本海外募集の払込みについて問題のないことを確認しております。

f. 親引け先の実態

当社は、親引け先の経営陣との定期的な面談により、親引け先、親引け先の役員又は従業員が反社会的勢力等とは一切関係がないことを確認しております。

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、下記「＜ご参考＞　5.その他　(4) ロックアップについて」をご参照ください。

(3) 販売条件に関する事項

親引け先への販売価格は、本海外募集における発行価格（募集価格）と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	本海外募集前の総議決権数に対する所有議決権数の割合	本海外募集後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
DMG MORI SEIKI AG	9.64%	9.64%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5.13%	4.28%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4.21%	3.51%
森　雅彦	3.20%	2.67%
ザ バンク オブ ニューヨーク―ジャスディックトリーティーアカウント	3.08%	2.57%
森　智恵子	2.07%	1.72%
野村信託銀行株式会社（投信口）	1.85%	1.54%
森　優	1.62%	1.35%

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び自己株式処分に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

DMG 森精機従業員持株会	1.37%	1.14%
株式会社山善	1.36%	1.13%

（注）１．「本海外募集前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、平成25年９月30日現在の株主名簿を基準とし、発行済株式総数及び自己株式数については、平成26年２月14日現在を基準として記載しており、「本海外募集後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、同株主名簿及び株式数を基準として、本海外募集による増加・減少分を加味して算出した数値であります。

２．「本海外募集前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「本海外募集後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は小数点以下第三位を四捨五入しております。

３．当社は平成26年２月14日現在、自己株式を6.56%所有しておりますが、本海外募集により募集後の持株比率は0.08%となります。

４．GILDEMEISTER AG社は平成25年10月１日よりDMG MORI SEIKI AKTIENGESELLSCHAFTに社名変更しております。

５．森精機製作所従業員持株会は平成25年10月１日よりDMG森精機従業員持株会に名称変更しております。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

＜ご参考＞

1. **今回の新株式発行による発行済株式総数の推移**

現在の発行済株総数	118,475,312 株	（平成 26 年２月 14 日時点）
新株式発行による増加株式数	14,468,371 株	
新株式発行後の発行済株式総数	132,943,683 株	

2. **今回の自己株式の処分による自己株式数の推移**

現在の自己株式数	7,771,853 株	（注）
処分株式数	7,665,853 株	
処分後の自己株式数	106,000 株	

（注）平成 26 年１月 31 日時点の自己株式数から、平成 26 年１月 31 日から平成 26 年２月 14 日までの期間に行使されたストック・オプションに対応した株式数を控除した、平成 26 年２月 14 日時点の見込みの数字です。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び自己株式処分に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

本海外募集に係る手取概算額合計310億円について、80億円を米国工場、天津工場の生産増強・機種拡張のための設備拡充及び国内の主力伊賀事業所を始め各事業所に新鋭設備を導入し生産改善のために、50億円を世界各地の販売拠点のショールームの整備及び展示機の充実のために、30億円をショールーム及び研修機能を備えた東京ヘッドオフィスの建設のために、40億円をDMG MORI SEIKI AGとの共同販売・共同開発・共同生産などにおける協業深化のための情報システム統合に活用します。また、残額は、財務体質の健全化に充当いたします。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

本海外募集による平成26年３月期通期業績予想への影響はありません。
今回の調達資金を当社グループの設備投資に充当することにより、これまで以上に強固な事業基盤を確立し、中長期的な業績の向上に貢献するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社グループは、世界のもの作りを支える資本財の代表商品である工作機械をよく理解頂いている株主の皆様のために企業価値を高めてまいります。利益配分につきましては、基本的には将来の事業計画、業績、財務状況等を総合的に考慮し、安定的にかつ継続的に配当を実施していくことを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1)利益配分に関する基本方針」に記載のとおりです。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、コアとなる新製品や新技術を中心とした開発投資及び生産設備の充実等に活用し市場競争力を強化してまいります。

(4) 過去３決算期間の配当状況等

	平成23年３月期	平成24年３月期	平成25年３月期
１株当たり連結当期純利益	11.83円	51.13円	47.27円
１株当たり年間配当金 （うち１株当たり中間配当金）	20円 (10円)	20円 (10円)	20円 (10円)
実績配当性向	169.1%	39.1%	42.3%
自己資本利益率	1.4%	6.0%	5.3%
連結純資産配当率	2.4%	2.3%	2.1%

（注） 連結純資産配当率は、１株当たり年間配当金を期末の１株当たり連結純資産額で除した数値です。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び自己株式処分に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

5. その他

(1) 配分先の指定

引受人は、当社の指定により、DMG MORI SEIKI AG に対し、本海外募集の対象となる株式のうち 2,134,224 株の配分を行う予定です。

なお、当社による配分先の指定は、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」第２条第２項に規定する親引けの禁止の例外に該当するものであると考えております。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は当社又は当社の子会社の執行役員及び退職者に対して、ストック・オプションとして新株予約権を付与しております。新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位にあることを要します。但し、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではありません。

ストック・オプションの付与状況（平成 26 年２月 14 日現在）

株主総会の決議	発行取締役会決議	新株式発行予定残数	新株予約権の行使時の払込金額	資本組入額	発行行使期間
平成 21 年６月 17 日	平成 21 年５月７日	106,000 株	1,280 円	640 円	平成 23 年７月１日から 平成 26 年６月 30 日まで

(3) 過去３年間のエクイティ･ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去３決算期間及び直前の株価の状況

	平成 23 年３月期	平成 24 年３月期	平成 25 年３月期	平成 26 年３月期
始　　値	1,141 円	991 円	856 円	1,078 円
高　　値	1,230 円	1,101 円	1,184 円	2,089 円
安　　値	706 円	645 円	475 円	980 円
終　　値	993 円	851 円	1,111 円	1,606 円

（注） 平成26年３月期の株価については平成26年３月３日現在で記載しております。

(4) ロックアップについて

当社は、引受人との間で、発行価格等決定日に始まり、本海外募集に係る払込期日から起算して 180 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」といいます。）中、引受人の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換できる有価証券の発行又は当社普通株式を受け取る権利を表章する有価証券の発行等及びこれに類する一定の行為（但し、本海外募集、ストック・オプションの行使による当社普通株式の発行、単元未満株主の売渡請求による当社普通株式の売渡し等を除きます。）を行わない旨合意しております。

また、DMG MORI SEIKI AG は、Deutsche Bank AG, London Branch に対し、ロックアップ期間中、Deutsche Bank AG, London Branch の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

以　上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び自己株式処分に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。